

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年7月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年7月15日 07時40分ごろ
発生場所	千葉県富津市金谷港南西方沖 金谷港第1防波堤灯台から真方位243° 1.5海里付近 （概位 北緯35° 09.2′ 東経139° 47.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>ベスト</sup> BEST IIは、航行中、主機の回転数が下がって運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート BEST II、5トン未満（長さ7.47m） 280-32555千葉、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力169.17kW、回 転数毎分3,600、6気筒、ボア94mm、使用燃料軽油、平成7 年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをする目的で、千葉県館山市 布良<sup>めら</sup>西方沖に向けて主機を回転数毎分（rpm）2,500とし、約18 ノットの対地速力で金谷港南西方沖を航行中、突然主機が2,000 rpmまで下がった。</p> <p>船長は、主機を停止して機関室を確認したところ、発航前点検時に なかった潤滑油が溜まっていることを認め、主機に不具合があると考 え、運航不能と判断し、友人に本インシデントの発生を連絡した後、 118番通報した。</p> <p>本船は、友人の船舶に<sup>い</sup>航されて富津市所在のマリーナに帰港し た。</p> <p>主機は、本インシデント後、機関整備業者が点検した結果、シリン ダブロックの鋳物製造過程で砂を抜いた後の円形の穴を塞ぐ目的で設 置するアルミ製の小型円形砂抜<sup>ふた</sup>穴蓋（以下「本件蓋」という。）の経 年劣化による腐食で潤滑油が漏れており、また、過給機のロータ軸受 が焼き付きを生じていたことが判明した。</p> <p>主機は、潤滑油サンプタンクの潤滑油が主機直結の潤滑油ポンプで</p>

	<p>吸入加圧され、こし器、潤滑油冷却器を経て潤滑油主管に送られ、クランク軸、ピストン、カム軸、過給機のロータ軸受等を潤滑及び冷却して同サンプタンクに戻って循環するようになっていた。</p> <p>船長は、本船を本インシデントの約7年前に中古船で購入し、取扱説明書に本件蓋が点検項目には入っていなかったため交換しなかった。</p> <p>船長は、機関整備業者に依頼して主機の運転時間が約100時間ごとに潤滑油の交換及び点検を実施していた。</p> <p>本件蓋は、燃料噴射ポンプを外さないと目視点検できない構造になっていた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、取扱説明書に本件蓋が点検項目には入っていない中、本件蓋が経年により腐食して潤滑油が漏れたことから、航行中、潤滑油不足により過給機のロータ軸受が焼き付いて主機の回転数が下がり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、取扱説明書に本件蓋が点検項目には入っていない中、本件蓋が経年により腐食して潤滑油が漏れたため、航行中、潤滑油不足により過給機のロータ軸受が焼き付いて主機の回転数が下がったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20年以上経った中古船を購入するときには、機関整備業者に依頼して主機の砂抜穴蓋を点検してもらうこと。</li> </ul>